

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会による業務執行の監督と、監査役による監査の二重の経営のチェック機能を有する監査役会設置会社の形態を採用しています。

2016年6月21日現在、取締役総数9名のうち社外取締役が3名を占めている当社は「社外取締役を中心とした取締役会」に該当しますが、社外取締役全員と代表取締役により構成されるガバナンス委員会を設置しており、監査役会設置会社をベースとしつつ委員会設置会社の機能をも併せ持つ、いわゆるハイブリッド型のコーポレート・ガバナンス体制を整えています。

経営、業務執行体制

1) 取締役会

代表取締役が議長を務め、取締役総数9名（執行役員兼務6名、社外取締役3名）で構成し、原則として月1回開催しています。取締役会は、法令または定款で定められた事項および会社の事業活動に関する重要事項について意思決定し、また必要に応じて報告を受けています。監督機能の強化を図るため、社外取締役数は、在任取締役総数の3割を超えるように努めるとともに、一般株主の利益保護のため独立性を重視して選定し、中長期的な企業価値の増大を図るための最善の意思決定を行うよう努めています。

2) 経営会議

社長執行役員が議長を務め、役付執行役員により構成し、原則として月1回開催しています。取締役会決議事項に内在するリスクおよびその対策等を事前に審議し、その過程および結果を取締役に報告するほか、全社方針・計画の立案を行っています。経営会議には、オブザーバーとして社外取締役および監査役が出席し、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っています。

3) その他の各種会議体

全社に係る方針や経営課題の討議および業績や中期経営計画の進捗確認、ならびに個別事業に係る戦略の進捗確認、分析、対策立案等を行うため、執行役員が中心となり開催す

る会議体を設置。原則として月1回から2回、開催しています。

諮問機関等

1) ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役全員と代表取締役により構成しています。原則として月1回開催し、取締役会に対して、社内取締役および役付執行役員の候補者選任、取締役および執行役員の報酬体系、ガバナンスに関わるその他の事項に関する答申と提言を行います。

2) リスクマネジメント委員会

代表取締役社長執行役員を委員長とし取締役兼務執行役員および内部統制を担当する執行役員により構成しています。原則として年1回開催し、リスクマネジメント年度方針を策定。リスクマネジメントの円滑、適正な推進に努めています。

監査体制

1) 内部監査

スタッフ9名の体制で、内部統制システムの評価を行うとともに、当社および子会社の業務が、法令、規程およびマニュアル等に基づき適正に運用されているかを、継続的に監査しています。評価および監査結果は、代表取締役、監査役および執行役員等に適宜報告し、該当部門に不備の是正、改善を指示しています。

2) 監査役監査

監査役会は監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について、取締役会および会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。また各監査役は、重要会議に出席し、取締役の職務遂行および執行役員の業務執行の監査を行っています。

3) 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けています。

コーポレート・ガバナンス体制

